

## 千葉県教育庁財務課育英班

## 千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変）の募集について

千葉県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の条件を満たす世帯に、「奨学のための給付金」を給付します。

この度の募集は、災害等により家計が急変した、収入が激減し住民税非課税相当と認められた世帯が対象となります。

申請にあたり、申請書類等が必要になりますので、高校生等がどの区分に該当するか、裏面の「千葉県公立高等学校等奨学のための給付金 区分確認シート」から確認し、下記、申請書類を御提出ください。

**【給付要件】**

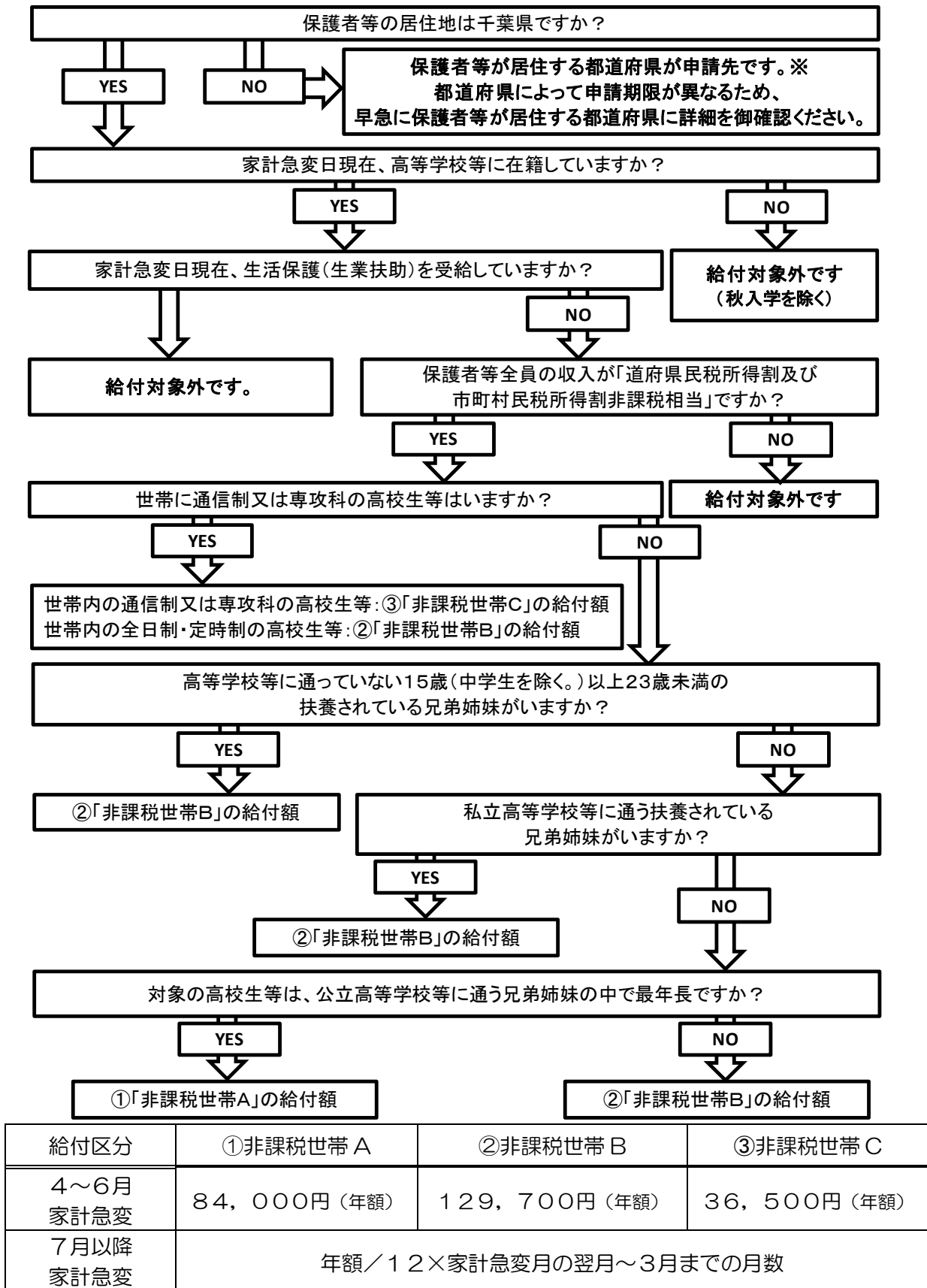
この制度は、家計急変発生日現在、次の1～3の全ての要件に該当する世帯が対象です。

1. 高校生等が家計急変日月の初日に在学していること。
2. 保護者が千葉県内に在住していること。  
※県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
3. 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税相当であること（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

## 給付金申請書類表

	必 要 書 類
1	<b>奨学のための給付金給付申請書</b>
2	<b>給付金受領口座届出書及び通帳の写し</b>
3	<b>申請者（保護者等）の住民票</b>
4	<b>家計急変の発生事由を証明する書類</b> 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、 廃業等届出、その他、発生事由が確認できる書類 等
5	<b>家計急変後の収入を証明する書類（家計急変後、3カ月分）</b> 会社作成の給与見込、直近の給与明細、 帳簿、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、 その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等
6	<b>世帯構成を証明する書類</b> 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載がされている課税証明書、 その他、世帯構成が確認できる書類 等
7	<b>扶養誓約書</b> 6が国民健康保険被保険者証の場合
8	<b>高校生等の在学証明書</b> 千葉県教育委員会へ直接提出する場合のみ必要。

# 千葉県公立高等学校等奨学のための給付金 区分確認シート



※茨城県・埼玉県に居住している場合は、通っている高等学校が申請先です。

【申請期限】 随時

【給付予定時期】

提出後2か月程度(予定)

【提出・お問い合わせ先】 千葉県立検見川高等学校 事務室  
担当：川島(平日8:20～16:50)  
電話 043-278-1218

※書類の修正をしていただく場合等、給付が遅れることがあります。